

● 消費税増税時の適用税率について

平成26年4月1日に消費税が5%から8%に増税されます。適用する税率は、物を引き渡した日、役務の提供の全部を完了した日、によって区分されますが、以下の取引は注意が必要です。

取引区分	内容
請負工事等	平成25年9月30日までに契約した場合は、平成26年4月1日以後に引き渡しても旧税率5%を適用
リース	平成25年9月30日までに契約した場合は、平成26年4月1日以後のリース料も旧税率5%を適用
事務所家賃等	原則として契約書等で支払いすべき日とされる日で適用されます。よって4月分でも3月末に支払う契約であれば旧税率5%となります。 なお、居住用建物や土地の賃料は非課税とされているため、消費税増税の影響はありません。
保守契約等	契約期間が4月1日をまたぐ場合、原則は完了日の税率で適用となりますが、中途解約できない場合は一括払いした日の税率で適用することができます。

● 会計ソフトの更新について（注意！）

消費税増税や WindowsXP のサポート終了もあり、財務応援や弥生会計などの会計ソフトは最新版へのバージョンアップが必要となります。財務応援はライセンス強化された新ソフトへの移行を予定しており、最新版を購入すれば新ソフトも無償提供されることになっています。3月までに導入をお願いします。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月15日

（注） 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】

12月31日（火）～1月3日（金）は年末年始休業予定です。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。